

園児児童生徒及び同居家族に体調不良者がいる場合の登園・登校について**1. 園児・児童・生徒等が感染者となった場合の対応**

- ・有症状の場合は、発症日から7日間が経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とします。
- ・無症状の場合は、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目から療養解除を可能とします。加えて、5日目の抗原定性検査キット^{※1}による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とします^{※2}。ただし、この対応をする場合は学校への連絡をお願いします。

なお、有症状の場合は発症日から10日間が経過するまで、無症状の場合は、検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから感染予防行動の徹底が求められています。毎朝の検温等の体調観察を徹底し、ハイリスクの方が通う場所への出入りを控えるなどの行動の自粛を求めます。また、体育、部活動、登下校時においても熱中症のリスクがない場面ではマスクの着用を徹底してください。

2. 園児・児童・生徒等が濃厚接触者となった場合の対応

- ・濃厚接触者の出席停止期間は、感染者と最後に接触した日(同居者の場合は、家庭内で感染対策を開始した日)の翌日から起算して5日間とし6日目から解除します。また、無症状の場合に限り、2日目及び3日目に抗原定性検査キット^{※1}を用いた検査で陰性が確認された場合は3日目からの登校を可能とします^{※2}。ただし、この対応をする場合は学校への連絡をお願いします。また、その場合は、7日間が経過するまでは毎朝の検温等の体調観察を徹底し、ハイリスクの方が通う場所への出入りを控えるなどの行動の自粛を求めます。

※1 抗原定性検査キットは、【体外診断用医薬品】と表示されているキットのみが対象となります。研究用と表示のあるキットでの検査は適用されません。不明点があれば、学校にお問い合わせください。

※2 乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定されていないため、療養期間の短縮はできません。

3. 同居家族が濃厚接触者となった場合の対応

- ① 同居家族に症状がない場合は、原則、登園・登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大の観点から、あるいは保護者の意向等で登園・登校を控える方が望ましいと判断した場合は、学校の実情に合わせて柔軟に対応します。
- ② 同居家族に症状がある場合は、「濃厚接触者であり、症状がある」旨を伝えたくて、かかりつけ医または発熱外来認定医療機関を受診してください。その際、園児・児童・生徒等は感染の有無が判明するまで自宅待機します。
なお、①、②のいずれの場合も、出席停止の措置を取ります。(欠席にはなりません。)

4. 園児・児童・生徒等に発熱等の風邪症状がある場合の対応

- ・かかりつけ医または発熱外来認定医療機関を受診し、感染の有無が判明するまで自宅待機するようお願いします。
- ・受診の結果、陽性が判明した場合は、受診した医療機関や保健所の指示に従ってください。
- ・受診の結果、陰性であっても、症状がなくなっただけからの登園・登校のタイミングについては、かかりつけ医や受診した医療機関に相談してください。

※ 上記のいずれの場合においても保健所や受診した医療機関からの指示がある場合は、その指示に従ってください。